

秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会

# 第10回秋田市都市緑化推進専門部会

## 議事要旨

日時：平成19年7月6日(金)  
午後1時30分～4時30分

場所：秋田市議場棟  
第二委員会室

第10回秋田市都市緑化推進専門部会における主な意見等

・「秋田市緑の基本計画」変更作業スケジュールの変更について - 資料2  
説明 事務局

意見、質問等なし。

・計画の改定要素に関する検討について - 資料3  
説明 事務局

- A 委員：前回の議事録で一人あたりの公園面積が秋田市が15.7haとあるが、これは河辺・雄和編入後の数字か。
- 事務局：編入後の数値である。
- G 委員：現段階では分かりやすくなったと感じる。"みんな"の中には、町内会とかいろいろな人たちがいるので、どのように関連させて頑張ってもらうかが大事なポイントになると思われる。
- B 委員：文章は分かりやすくて良いと思う。住民がアイデアを出すという色合いをもう少し文章化してはどうか。資料を見ると行政主導を前提とした上で、みんなでやりましょうという形に受け取れる。計画段階から意見を出してもらうシステムをつくらないと本当の意味でみんなでつくるとい感じがでない。
- 事務局：住民発意の要素をエキスとして加えていきたい。
- D 委員：従来の進め方では、なかなか一般市民への浸透は難しいのではないかと。新しい世代の意見を多く取り入れられるようにしないと誰のための公園、緑化だということになりかねない。
- 事務局：個別の事業と一緒に基本計画を進めていく関係で、本日は骨組み部分を示したが、今後、方針への肉付けとして具体的な施策といった今後より詳しいものが出てくる。その中で、意見をいただきながら方針や施策の展開方法を検討していきたい。通常、基本計画ではあまり詳しいところまでは標記しないものだが今回はそういった作り込みではなく、下地の部分からご意見をいただくこととしているので、よろしく願いしたい。
- B 委員：県都秋田にふさわしい"顔"づくりは非常に重要だと思うが、風格のある緑による演出とは具体的にはどういうものか。風格のある緑をつくるのにはすごく時間がかかると思うが、イメージはあるのか。

- 事務局：風格のある緑を作るには年月が必要である。"顔"という視点の中で千秋公園が昔からの歴史ある公園であり、これをうまく利用して中央街区と連携したなかでの、秋田の歴史を感じられるような緑をつくりあげていくことをイメージしているものである。
- B 委員：秋田の"顔"づくりでは生きている木にとどまらず、素材としての木も視野に入れるべきではないか。秋田では人工林が多く、木を使うことで林が生きてくるものである。"顔"の中の要素として木材も考えておいていただきたい。
- H 委員：「県都秋田にふさわしい"顔"づくりを進める」と基本方針に書かれていることや、「中心市街地における風格のある緑による演出」、「道路を活かした緑のネットワークの整備」が基本施策で出てきていることは良い方向である。都市の豊かな緑を感じられるのは中心市街地の緑である。千秋公園までの緑や市役所県庁までの街路樹の緑が都市のイメージを作る。街路樹となると、公園課ではなく、道路維持課や国、県との関連性がでてくるが、今後どのように連携していくかがポイントになる。
- 事務局：本日、後段のほうで市の都市緑化に関する事業の全容をお知らせする予定としているが、国、県の事業については、まだ全ての調査を終えていない。今後、調査を終え基本方針が定まった段階で、具体的な取り組みについて連携を図っていきたいと考えている。
- H 委員：街路樹は維持管理が難しいという話だったが、市民も同じように考えている。市民が街路樹は維持管理が難しいという意識を持ってしまうと、どうしても維持管理への協力ができなくなる。
- E 委員：行政単独で縦割りに維持管理を行うことは予算的に厳しい。どれだけ市民を巻き込んで、横断的にできるかがポイントになる。
- A 委員：樹木の選定等は植える際に調整しているはずである。住民の理解、了解を得ること、特に管理面が難しい。葉が落ちるので木を切って欲しいという人もいる。市民の意識改革と参加が大切になってくる。
- G 委員：市民意識を育てることは、総合計画からみても一番大事な部分である。市民意識が育たないと何をやってもついてこない。重点的に行うべきことではないか。
- B 委員：市民は街路樹に触っていいかわからないのではないかと。行政が管理しているという意識が強いので、きっかけづくりをしなければならない。
- D 委員：緑道を歩いたのだがケヤキが無惨に伐採されている。枝が落ちる、葉が散るということで、住民が要請して切ったのだろう。しかし、それでは何のための緑道かということになる。住民の要請もなく造った、要請通りではなかったという事情があるのかもしれない。このような

ことを避けるためにも、事前に住民の意向を聞くことが大切になる。

部 会 長：現段階では、各論が大事である。どのようにして実効性のあるものにするかが大事だというアイデアを出していただいた。

・ 施策の方向性と現行制度の整理

- 資料 4 - 1

・ 法制度の目的別分類表

- 資料 4 - 2

説明 事務局

D 委 員：気づきづくりを進めますとのことだが、内容は、ほぼイベント、コンテスト等、町内会等の団体が対象になっている。個人に対するアプローチのしくみもあったほうがよいのではないか。

守る緑について、社寺林等、既に切られてしまっているところもあり、もう少し積極的に植えてもらうようなしくみが必要ではないか。

F 委 員：街路樹のない町並みというものは極めて少なく、ないところでも公園に行けば必ず樹木がある。道路自体の安全性や、植樹に適した土、環境なのかどうか、樹木の性質などを総合的に調査分析した上で植樹するべきである。市立図書館付近のメタセコイアなどは、歩道の真ん中にあり、車いすが通れず、自転車などは、車道を通っている。また、社寺の樹木や保存樹など、樹齢の高い樹木については、枯れ枝の落下や幹の空洞化など、安全性への配慮も必要になってくる。

部 会 長：みんなで育てる緑の部分の緑への「気づき」だが、これは前からあった言葉なのか。

事 務 局：今回新たに加えた表現である。

部 会 長：基本方針として残る言葉だが、これでよいか。

B 委 員：引っかかる表現であるから、目立って良いのではないか。

事 務 局：啓発啓蒙という言葉もあるが、隠れてしまいそうな気がしたので、気づきという目新しい言葉を使わせていただいた。

H 委 員：緑あふれるまちづくり基金の創設等という記述があるが、市民意識とか啓発啓蒙活動という視点で非常に大事な部分ではないか。基本方針の中で書かれているのは非常に良いことである。

B 委 員：“顔”づくりの風格のある緑の話について、来年度中心市街地活性化基本計画が策定されるようだが、その中で緑の基本計画の考え方や実現化に向けた方策等を入れ込むことはできないか。

事 務 局：中心市街地活性化基本計画は今年度作業を進めて、来年策定される予定であるが、現行計画でも、中通三丁目街区公園から千秋公園までのルートを南北のアメニティ軸として、緑のネットワークの形成が標榜

されている。こちらの緑の基本計画が先行する関係で、具体的な表現まで描くことは難しいが、相互の計画を有機的にリンクさせていきたいと考えている。

B 委員：基本方針の部分では、目新しい表現なども活用して分かり易い作り込みが進められていると認識しているが、個別施策では市民意識を変えるためには、目玉となる事業が必要ではないか。こんな風になる、こんな風に意識を変えなければいけないということが見えやすくしなければ、従来通りの”行政の事業”で終わってしまう。中央街区のような動きがあるところは、市民の関心も高いので、ここで何かを訴えなければならぬ。

部会長：中心市街地活性化基本計画で緑を味付け程度に考えられてはいけない。本部会でこのような意見があがったことを関係部局に伝えていただきたい。

#### ・事業個別シート

#### - 資料4 - 3

説明 事務局

C 委員：総事業費はどのくらいですか。

事務局：平成18年度のものは、手元に全事業で集計したものがない。基本理念に沿って、今後の事業のあり方を検討していくが、その中でまた委員の方々にご説明する機会があれば、その際にお答えできるように準備する。

C 委員：現在の事業について説明されたが、県や国の事業を含め、基本理念、基本方針にあわせ、どのように地域、住民との連携、関連性を持たせていくかを考えているということでしょうか。

事務局：はい。

部会長：街路樹が場所によっては不適切だという指摘があったが、どのような選定の仕方をしているのか。

事務局：公園に植栽する場合は、地域から意見を聞きながら行っている。

A 委員：街路樹は、秋田市でみるとイチョウ、プラタナス、柳など樹種はある程度限定されている。河川の場合、桜などもあるが、業者のアドバイスも受けながら選定しているのではないかと。

事務局：御所野などの新都市では、団地内を全て同じ木にするのではなく、路線ごとに樹種をまとめるなどルールを決めて植えている。

部会長：田沢湖で景観に関する検討委員会が立ち上がっていて、植樹案にニセアカシアがあり、田沢湖にニセアカシアとはどういう事かと聞くと、

造園業者からのアドバイスで「早く育てるならこれがよい」と言われたとのことだったのでやめていただいた。いろいろな人の意見を聞くことが大事だと感じる。

G 委員：千秋公園の桜はかなり年数が経っていると思うが、世代交代の計画はどうなっているのか。

事務局：これまでは、今ある木を大切にしたいということで、現存の桜の根廻りの土壌改良や施肥についてワークショップを開催し、市民を巻き込んだ様々な活動をしてきた。しかし、千秋公園の桜の殆どが100年近い樹齢を迎えており、桜の平均樹齢が80年とされている中で、そろそろ思い切った更新と言うような英断の時期を迎えているのではないかと考えている。しかし、現状では具体的な世代交代の計画はないことから、緑の基本計画には直接的な関係はないものの、具体的な行動計画についても本部会をはじめ専門の方々から、今後、ご指導いただきたいと思っている。

H 委員：小泉瀉公園は県の都市公園だが、去年から指定管理者制度を導入し、むつみ造園土木株式会社が管理している。様々なイベントなど、いろいろな魅力につながっていき、利用者も増加しているようである。民間に任せることで活性化につながることもあると考えるが、今後の市の公園管理の指定管理者制度導入の方向性としてはどうか。

事務局：将来的には検討していかなければならないと考えている。

G 委員：市民協働に向けて、市民に対して緑地の良さ等をアピールすることは大切であるので、民間の活力なども利用した方がいいのではないか。

事務局：意見やコメントについて検討して作業を進めさせていただく。

部長：事務局は、委員から頂いた様々な意見やコメントを参考にしながら、今後の作業を進めて下さい。

・緑あふれるまちづくりの基金（仮称）の創設素案について - 資料4 - 4  
説明 事務局

C 委員：基金が創設されることによる効果は、町内会をはじめ、市民協働に対して効果が出ると思う。議会で承認されれば平成20年度に立ち上げが可能となるのか。

事務局：今回の専門部会からご意見をいただき、近く、市の行政経営会議にこの制度を説明する予定である。そこである程度方向が出たのちに、具体的に作業を進める形になるため、事務局としては、平成20年度に計

画しているが、あくまでも庁内のルールに則った上で作業となるので、この場でお約束できる状況にはないことをご理解いただきたい。

A 委員：基金の規模はどの程度を考えているのか。

事務局：現状では未定であるが、例えば、市が2,000万円出資し、民間の寄付金が400万円あった場合、財団法人民都機構からの助成金はその1/2の1,200万円となるので、総額3,600万円の基金となる。制度上の上限では5,000万円まで助成を受けられることになっている。

事務局：市拠出金と民間の寄付金が1億円集まれば、最高額の5,000万円までは支援してもらえるとということである。

B 委員：事業採択について、生垣用苗木でも花苗でも、基金への組み入れを検討中であるとのことだが、従来の事業が助成母体が変わるだけで基金の中に残るということか。それとも、住民から提案がない事業がなくなってしまうのか。

事務局：基金の制度では、あくまでも市民による提案という手続きの形になると考えている。もちろん、市では基金についての周知・PRはするが、従来のような生垣用苗木や花苗交付といった具体の事業名での紹介は行なわないことになる。あくまでも市民から緑化に関する事業提案を受けて、後に、別途設置される事業審査会に諮って、内容が認めれば支援されるという方式を想定している。

B 委員：申請の仕方は具体例を示すのか。それとも、花苗の交付事業という形の一般的な事業としての申請もあり得るのか。従来は個人単位で生け垣の制度を利用してきた人がいたと思うのだが、その人のチャンスを奪うことにならないか。提案、審査して決める方法を全てに展開してよいか疑問に思う。

事務局：これまでの生垣用苗木の交付制度はなくなるが、市民の方が生垣を作りたいと提案すれば助成の対象となる。従来に比べ手続き面での手間が複雑になることがデメリットとなる可能性はあるが、これまでの制度に比較し交付本数の限度の引き上げや、より大規模な事業実施なども可能とことが想定されるため、やる気のある市民にとって有利な制度となるのではと考えている。もちろん手続きの面についてもなるべくわかりやすい形で市民PRを行い、周知を図りながら積極的な利用を促したいと考えている。

B 委員：運用にはかなり注意すべきであり、せっかく制度を作ったのに敷居が高くなっただけ、ということがないように考えていただきたい。

部会長：従来の決まったものを生垣にするということではなく、小路の住民がこんな生垣にしたいというアイデアが審査され、そのとおりの生垣が実現するということも考えられるのか。

- 事務局：そのとおりである。従来の生垣交付制度は決まったものを配付する制度であり、ある程度交付する対象を決めていた。今後は地区の特徴のあるものを植栽し生垣を作りたいという場合、そのような提案に対して事業審査会で検討し、助成することになる。地域ごとの特徴を出すことが可能になる制度だと考えている。
- 事務局：補足ですが、この制度導入に際し、安全安心の視点で特に町中のブロック塀を生垣に変えたいというような提案を優先していきたいと考えている。
- 部長：生垣の制度の機能は残ると言うことですね。
- 事務局：名前はなくなるが、同じようなことが提案の形で出来るということになる。提案を受けて、負担はあるが助成していくという制度になる。
- A 委員：負担があるとはどういうことか。
- 事務局：市民が生垣を提案する場合、樹木の費用、工事費などの事業費を全部市が助成するのではなく、ある一定の割合での助成となるため、提案者の負担が生ずることとなる。
- C 委員：例えば町内会で20万円で花壇を作るとした場合、15万円が助成・補助されるというようなものなのか。
- 事務局：助成の額や限度額については、現在、他都市の事例などを参考に検討している。次回には具体的に示したいと考えている。
- 事務局：いろいろな制度があるのでトータルした中で検討していきたいと考えている。
- H 委員：協働活動をやりつつ、市民の啓蒙にもつながるため、限られた予算の中でやりくりするのはすごくいいことであるし、全国的にも同じような形で行われてきている。秋田市でやっていく上で、寄付金が集まる見通しはどうか。
- 事務局：市からの拠出金は、市の緑化関係予算から拠出しようと考えているが、市民からの寄付金の金額は、現段階で示すことは難しい。
- H 委員：市民へのアピールが大切になってくる。また、市民が参画する意識を育てていくことがますます重要になってくると思われる。
- 部長：専門部会としては、この方向で皆さん賛成ということによろしいですね。
- G 委員：市民がこの制度を活用する時に、個人の場合も団体の場合もあり、いろいろなことが想定されるということによろしいか。
- 事務局：はい。
- D 委員：市民参加が課題だと言いましたが、ボランティアの団体はたくさんあるが、なかなか具体的に行動に移るのが難しい。ボランティア活動受付窓口のようなものは市役所にあるのか。

事務局：ありません。

D 委員：外国の事例ですが、徹底してボランティア活動窓口をやっているところがあるようだ。軽微な作業なら協力したいという方がたくさんいるが、具体的な行動のきっかけ、窓口がないために足踏みしてしまうところがあるので、これも検討材料ではないか。

G 委員：市役所に窓口があってこういう事を手伝ってほしいんだという情報がすぐわかるようにすれば、市民は使い易いのではないか。

部会長：事務局でこの方向で進め、詳細な検討に進んでもらうということによってよろしいですね。委員からはメールでも意見できるシステムになっているので、後で気づいた点があれば、事務局までお願いしたい。ほかに質問等ないようなので本日の議題はここまでとする。  
その他として、何かあるか。

C 委員：基金について、他都市での導入実績があるという事だが、秋田市と同規模の都市で、制度、資金規模、活動内容についての紹介をしていただきたい。

事務局：ファンドを活用したまちづくり事例としては18都市の事例があるが、基金の緑化に対する導入事例は東京都と名古屋市の2事例だけである。緑化関係の事例として、名古屋市では、建物の屋上緑化等に助成を行っており、工事費の2分の1を限度として、個人は25万円まで、事業者は50万円までの助成を行っている。東京都では、街かど緑化支援事業を行っており、工事費の2分の1を限度として、200万円までの助成を行っている。また、東京都においては、もうひとつ都民交流事業という制度があり、都立公園に限定して、花苗の交付、肥料の交付など花壇づくりに対して助成を行っている。秋田市では、より多くの施策を取り入れながら助成する制度を検討していく考えである。

部会長：他に質問や意見がなければ、本日の審議はここで終了とする。

以上